

議案第 4 2 号

上越市立学校条例の一部改正について

上越市立学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

上越市長 村 山 秀 幸

上越市立学校条例の一部を改正する条例

上越市立学校条例（昭和 4 6 年上越市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中上越市立針小学校の項から上越市立山部小学校の項までを削り、上越市立中郷小学校の項の次に次のように加える。

上越市立板倉小学校	上越市板倉区針 1 1 2 9 番地
-----------	--------------------

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。